

令和7年度第3回 福岡市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和8年1月30日(金) 午後5時～午後5時35分

2 場 所 福岡ガーデンパレス 1階 大会場

3 出席者

委員 (20人中19人)

被保険者代表 (6人中6人)

芦塚委員 大野委員 木庭委員 宗委員 藤村委員 前田委員

保険医又は保険薬剤師代表 (6人中5人)

菊池委員 案浦委員 吉兼委員 安部委員 原口委員

公益代表 (6人中6人)

伊藤委員 勝山委員 近藤委員 樗木委員 中山委員 濱崎委員

被用者保険等保険者代表 (2人中2人)

中沢委員 中島委員

事務局

保健医療局長 総務企画部長 保険年金課長 保険医療課長 他

4 議事事項

(1) 本日の会議の議事録署名人の選出について

被保険者代表 木庭委員

保険医又は保険薬剤師代表 吉兼委員

公益代表 濱崎委員

の3名を選出

(2) 議題

令和8年度福岡市国民健康保険事業の運営について【諮問】

審議の続き及び答申案の取りまとめ

●委員

国民健康保険料に令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が加わるため、一人あたり保険料の引き上げとなっている。また、後期高齢者医療保険料についても同様である。このように各医療保険の保険料引き上げが続く現状は理不尽であり、このままでは、「保険はあるが医療を受けられない」という、重大な問題が広がっていくのではないかと強い懸念を抱いている。

国の方針がこのまま継続される場合、状況改善は困難であるため、国がしないのであれば福岡市で可能な努力をするべき。一般会計からの繰り入れに賛否があるものの、対策を行わなければ低所得者が多い国保の被保険者が必要な医療を受けられず、重大な問題となり得る。現状を見る限り、まだ努力の余地はあると考えるため、今回の提案をもってよしとするわけにはいかない。さらなる対応を新年度予算へ反映させるよう強く求める。

また、OTC類似薬の窓口負担引き上げや、高額療養費の上限額引き上げについても現政権下で撤回されていない。これらは患者の生命に関わるため、自治体として反対意見を積極的に国へ届けるべきであり、本運営協議会としても国への意見提出を要望する。

●委員

国民健康保険に子ども・子育て支援納付金分が上乘せされることについて、多くの方が疑問を抱いていると思われる。私自身も納得がいかない。国民健康保険は社会的弱者が多く加入しており、その方々に子育て支援の負担を課すことには納得できない。「他の税制など、より適切な財源で対応すべき」と協議会から国へ申し上げる意見として取り入れてほしい。

●委員

市として過去最高額の基金を投入し、基礎分・支援分・介護分について、一人あたり保険料が10万円を下回るよう努力されている点は評価すべきである。しかし、子ども・子育て支援納付金分の追加により、結果として福岡市としては初めて10万円を超えることとなった。市が努力をしても、なお抑えきれず突破したということは、福岡市国保の被保険者にとって、限界まで来ているのではないかと考える。

先ほどの指摘にもあったとおり、国民健康保険制度そのものの在り方や応能負担の問題等も含め、市として意見を整理し、国へ要望を上げていくことが必要である。率直に言えば、抜本的な改正を求めたい。また、子ども・子育て支援納付金分を国民健康保険に含めることが適切なのかという疑問もある。諮問については「良」とするが、これらの点について国に対し強く意見を申し上げるべき時期に来ていると考える。

●委員

私は、日々の生活や経営に直面する被保険者の代表として出席しており、声を上げにくい立場の人々の代表としてここに参加している。国保に加入する個人事業主は、厳しい経営状況の中、赤字であっても消費税を負担しながら、被用者保険と比べて高い保険料を負担している。

最終的な決定を市民が行うわけではなく、市として財政均衡の観点から保険料を決めていることは理解している。しかし、弱い立場の人が多く加入する国民健康保険の特性を踏まえ、負担のあり方については、より丁寧に検討してほしいと強く感じている。

●委員

「子ども・子育て支援の拡充に伴う負担増」のため、一人あたり保険料の総額が10万円を超えている現状を、国民健康保険の被保険者は十分に理解できていない。行政としても単に追加分によって保険料が増加したと受け止めるだけでなく、国や県に対して制度改善を積極的に求めていく必要がある。

また、将来的な保険料の引き下げに向けて、現在取り組んでいる収入確保策や支出増加の抑制について評価する一方、特に65歳前後で国保へ移る加入者が多い現状を踏まえ、その転入時期に重点を置いた施策の検討を求める。さらに、他都市の事例も積極的に参考にしながら、時間を要するとしても、保険料負担の軽減につながる施策を継続的に進めてもらいたい。

●会長

他に何か意見ないか。

[意見なし]

●会長

皆様から多くの意見をいただいた。答申案を取りまとめたい。

あらかじめ各委員に尋ねる。市長からの諮問事項1「被保険者一人あたり保険料」及び諮問事項2「保険料賦課限度額」について、諮問内容に異議のある方は挙手を求める。

[委員2名が挙手]

●会長

改めて意見ないか。

[意見なし]

●会長

これまでの協議を踏まえ、採決で決定したい。福岡市国民健康保険条例施行規則第5条第3項では、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによると定められている。賛成、反対のどちらかで判断いただきたい。

まず、一点目の「被保険者一人あたり保険料について」、諮問どおりで適当とすることに賛成の方は挙手をお願いしたい。

[賛成委員が挙手]

●会長

賛成多数であるため、「被保険者に一人当たりの保険料について」の当協議会としての答申は諮問どおりとさせていただく。

次に、二点目の「保険料賦課限度額について」、諮問どおりで適当とすることに賛成の方は挙手をお願いしたい。

[賛成委員が挙手]

●会長

賛成多数であるため、「保険料賦課限度額について」の当協議会としての答申は諮問どおりとさせていただく。

それでは、運営協議会として、この諮問どおりで適当であるということをして市長へ答申したい。前回の協議会でいただいた意見を踏まえ、答申案を準備している。内容を審議いただき、当協議会の答申としてまとめたい。

【 答申書 配布・読み上げ 】

●会長

文案について意見はあるか。

[意見なし]

●会長

それでは、文言調整については、会長一任という事でよろしいか。

[異議無し]

●会長

答申書については、2月5日の木曜日に当協議会を代表して、私から市長に対し答申させていただく。

最後に、国民健康保険の非常に重要な運営の課題について、各代表の皆様から多くの意見をいただいた。国民の健康を守ることは、今後ますます重要となることから、引き続き国民健康保険の円滑な運営に向けて知恵をお貸しいただきたい。